

老高発0328第2号
平成31年3月28日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管課（室） 御中
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

消費税引上げに伴う福祉用具貸与価格の上限等の取扱いについて（通知）

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

福祉用具については、昨年10月から、商品ごとに貸与価格の上限を設けることとし、その一覧については、「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表について」（平成30年7月13日事務連絡）でお知らせしたところです。

今般、「2019年度介護報酬改定に関する審議報告」（平成30年12月26日社会保障審議会介護給付費分科会）を踏まえ、消費税引上げに伴う福祉用具貸与価格の上限等の取扱いについて、下記のとおりお知らせしますので、管内市町村及び福祉用具貸与事業者等に対し、広く周知いただきますようお願いいたします。

記

1 具体的な取扱いについて

福祉用具貸与価格の上限については、全国平均貸与価格に1標準偏差を加えた額としていますが、当該全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、消費税率8%時の請求実績に基づき算出しています。

消費税率10%への引上げに対応するため、本年10月以降、当該税率引上げ分を現在の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限に反映させる（108分の110を乗じる）こととします。

なお、来年度以降、新商品等についても、3か月に1度の頻度で貸与価格の上限設定等を行うこととしていますが、その算出が消費税率8%時の請求実績に基づく場合は同様に、本年10月以降、税率引上げ分を反映させることとします。

2 商品ごとの一覧について

税率引上げ分を反映した商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の一覧については、別途お知らせします。

本年10月以降、全国平均貸与価格の利用者への説明や貸与価格の設定に当たっては、別途お知らせする一覧を踏まえて御対応いただきますようお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省老健局 高齢者支援課

福祉用具・住宅改修係

電 話：03-5253-1111（内3985）

e-mail：fukushiyougu@mhlw.go.jp